

令和5年5月15日

関係各位

特別養護老人ホーム御園寮
みその寮ショートステイサービス
施設長 本 永 史 郎

新型コロナウイルス第5類移行に伴う御家族等の面会に関する変更について

初夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。

新型コロナウイルス感染拡大が続いておりました影響で、ご家族等の面会につきましては「窓越し」若しくは「オンライン」での面会に加えて、本年3月より一部制限付きながら対面での面会を実施しております。5月8日に新型コロナウイルス感染症が第5類に移行されたことから、当施設においても、5月22日以降、段階的に制限を緩和することといたします。第一段階として、下記の条件に制限を緩和いたしますので、ご確認ください。長期間にわたり、ご家族の皆様にはご心配とご不自由をおかけいたしておりますことを深くお詫び申し上げます。

状況は好転しているとは言うものの新型コロナウイルス感染のリスクがなくなったわけではありませんので、お約束をお守りいただいた上で面会いただきますよう、引き続きお願い申し上げます。

なお、再度感染が拡大する状況が見られる等の場合には、面会の休止等の措置をとらせていただく場合がございますのでご了承ください。

面会のルール（概要）

- 面会は電話で **2日前**までに予約制 082-434-0455
- 面会可能な時間
当分の間 **14:00～16:00（1日6組まで）**
（日曜日・祝日を除く）
- **居室での面会も可能**
- **12歳以下ご家族の面会も可能**
- **1組2名まで・1回10分程度**で
- 体調不良時の面会は禁止
- 面会時の検温・手洗い・手指消毒の徹底
- 面会中はマスク着用を推奨
- 面会時の**飲食・食べものの持ち込みは禁止**

ほか

詳細については、裏面をご覧ください。

特別養護老人ホーム御菌寮 ご家族等の面会について

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したことに伴い、5月22日（月）から、段階的に面会に関する制限を緩和します。

- 期日 令和5年5月22日（月）から
- 面会時間 当面の間は、日曜・祝日除く
時間 14:00～16:00（1日6組まで）
※今後、面会可能な日及び時間についても緩和していくことを検討しています。
- 面会人数 1組2名まで（※3名以上での面会をご希望の場合は窓越し面会をお願いします）
12歳以下のご家族等も面会いただけます。
- 予約方法 面会の2日前までに電話でご予約ください。 電話 082-434-0455
1時間当たり最大3件（各時00分～20分・20分～40分・40～00分の3枠）
利用者1人あたり1週1回まで

- 以下に該当する方は面会をご遠慮ください。

- ① 過去1週間以内に本人または同居のご家族が新型コロナウイルス陽性と判定された方
- ② 面会当日発熱・喉の痛みなど感染症が疑われる症状がある方

- 面会時の手順等

- ① 入館時に、手洗い・手指消毒・うがいをお願いします。
- ② 入館時に検温し、発熱がないことを確認してください。
- ③ 必ず面会票にご記入をお願いします。
- ④ 面会時はマスクを着用してください。（マスクは各自でご準備ください）
- ⑤ 面会場所は、ご本人の居室での面会も可能です。
- ⑥ 面会時は、利用者の方となるべく接触しないようご協力ください。
- ⑦ 面会はなるべく短時間をお願いします。（1回10分程度）
- ⑧ 面会時の飲食及び食料品の持ち込みは禁止とさせていただきます。
- ⑨ お帰りの際も、手洗い・手指消毒をお願いします。

- その他

- ① 利用者の方の体調不良等で、面会が難しい状態の場合は面会を中止させていただきます。
- ② 広島県又は東広島市において、再度感染が拡大する状況が見られた場合、面会の休止等の措置をとらせていただくことがございますのでご了承ください。
- ③ オンライン面会・窓越し面会も引き続き実施します。

※対面での面会后3日以内に新型コロナウイルス感染が確認された場合は、御菌寮にご一報ください。